

旅館業(簡易宿所営業)の構造・設備基準

(R6.4.1 現在)

No.1

No	構造・設備基準	根拠法令	備考
施設全般	1 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	政令第1条第2項第3号	
	2 近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。	政令第1条第2項第4号	△
	3 適当な規模の洗面設備を有すること。	政令第1条第2項第5号	
	4 適当な数の便所を有すること。	政令第1条第1項第6号	
	5 採光又は照明は、それぞれの場所で適切な照度を有すること。	条例第10条第1号	
	6 客室に自然光が入る窓が設けられていること。	要綱第12条第1号	
	7 気泡発生装置等には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。	条例第10条第2号ウ	
	8 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。	条例第10条第2号エ	
	9 オーバーフロー水及び回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。	条例第10条第2号キ	
	10 貯湯槽内の原湯の温度は、60度以上を保つこと。ただし、貯湯槽内の原湯の消毒を行う場合は、この限りではない。	条例第10条第2号ク	
	11 露天風呂がある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。	条例第10条第3号	
	12 洗面設備には、飲料水を供給すること。	条例第10条第4号	
	13 洗面設備に供給する飲料水は、水道法第4条に規定する水質基準に適合するほか遊離残留塩素が0.1mg/L以上であること。	要綱第12条第2号	
	14 気泡発生装置等の空気の入入口から土ほこりや浴槽水が入らないようにすること。	条例第10条第6号イ	
	15 客室にガスを使用する設備がある場合には、その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。	条例第10条第9号	
	16 ガス設備の使用方法等を、ガス設備又はその周辺に表示すること。	要綱第12条第3号	
	17 寝具類の保管に適する場所を有すること。	条例第3条、第4条(第2条第5号準用)	
	18 定員数以上の寝具を備えること。	条例第3条、第4条(第2条第6号準用)	
	19 施設の規模に応じた適当な暖房設備を有すること。	条例第3条、第4条(第2条第7号準用)	
	20 客室、便所、その他宿泊の用に供する部分は住居部分と明確に区画された構造であること。	要綱第13条	
玄関帳場有り	21 受付、フロント等玄関帳場である旨の表示をすること。	条例第3条(第2条第1号イ準用)	
	22 宿泊者等の出入りを容易に見ることができる位置で、宿泊者等が通過する場所に設けられていること。	条例第3条(第2条第1号ウ準用)	
	23 出入口から客室までの経路に面し、かつ宿泊者等の大半が通過する場所に設置すること。	要綱第7条第1号	
	24 宿泊者等が玄関帳場の前を通過せずに客室に出入りできる場合は、ビデオカメラ等を用いて出入りの状況を常時鮮明な画像により確認すること。なお、当該画像の受信設備は、玄関帳場に設置すること。	要綱第7条第2号、第3号	
	25 受付窓口において宿泊者等との面接に適した照度を有する照明設備が設けられていること。	条例第3条(第2条第1号オ準用)	
	26 受付窓口及びその周囲には、宿泊者等の出入りを容易に見通すことができなくなるようなカーテン、囲い等が設けられていないこと。	条例第3条(第2条第1号カ準用)	
	27 宿泊手続の際に宿泊者との面接を要しない構造設備を有しないこと。	条例第3条(第2条第1号キ準用)	

旅館業(簡易宿所営業)の構造・設備基準

(R6.4.1 現在)

No.2

No	構造・設備基準	根拠法令	備考
玄関 帳場 無し	28 省令第4条の3各号のいずれにも該当する設備を備えること。 【省令で定める基準】 ① 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 ② 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受け渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。	条例第4条第2項第1号 省令第4条の3第1号 省令第4条の3第2号	
	29 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備は次の要件を備えること。 ① 客室、便所その他、宿泊の用に供する部分へおおむね10分以内に駆け付け可能な場所に、従業者の待機場所を設置すること。 ② 駆け付けに使用する交通手段は徒歩又は自動車によるものとし、駆け付けに要する時間は、使用する経路及び次に掲げる移動手段ごとに定められた速度から算出すること。 ア 徒歩 80m/分 イ 自動車 250m/分 ③ 駆け付けに自動車を使用する場合、常時使用可能な自動車及び駐車施設を備えること。 ④ 宿泊の用に供する部分及び従業者の待機場所には、常時連絡を取ることができる電話機その他の通信機器を備えること。 ⑤ 常時対応が可能な体制とすること。	要綱第8条第1項	
	30 宿泊者名簿の正確な記載を可能とする設備は、次の要件を満たすこと。 ① 営業者の事務所等において、宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。 ② 当該画像が旅館業の施設の近傍から発信されていることを確認できること。 ③ 双方向の会話等により、宿泊者名簿の記載内容等の確認及び修正ができること。 ④ 営業者自らが設置した設備であること。	要綱第8条第2項	
	31 宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しを可能とする設備は、宿泊者が客室に入室する前に、宿泊者名簿の正確な記載を確認した後、鍵を交付するものであること。	要綱第8条第3項	
	32 宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備は、次の各号に掲げる要件を満たすこと。 ① 宿泊者等の出入りの状況を常時確認することができる場所に、ビデオカメラ等を設けること。 ② 営業者の事務所等において、旅館業の施設を利用しようとする者の顔及び容姿を、常時鮮明に確認できること。 ③ 営業者自らが設置した設備であること。	要綱第8条第4項	
	33 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受け渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備は市内に設置すること。	要綱第8条第5項	
	34 宿泊施設の出入口その他適当な場所に次に掲げる事項が表示されていること。 ① 近隣住民からの苦情等に対応する者の氏名(法人にあつては、その名称)、連絡先及び所在 ② 事故の発生等の緊急時における迅速な対応を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、連絡先及び所在 ③ 宿泊施設が簡易宿所営業の施設であること。 ④ 掲示物は見やすい大きさの文字で表示すること。 ⑤ 共同住宅等の一部に客室を設ける場合にあつては、客室を特定できるよう客室名等を併記すること。 ⑥ 掲示物は建物の入口等の、外部から容易に見える位置に設置すること。	条例第4条第2項第2号 要綱第9条	

	No	構造・設備基準	根拠法令	備考
客室	35	客室の延床面積は、33㎡(宿泊者の数を10人未満とする場合は3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること。	政令第1条第2項第1号	※
	36	階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。	政令第1条第2項第2号	
	37	出入口は、中央管理方式の自動施錠装置が設けられていないなど宿泊者が自由に開閉できる構造であること。	条例第3条、第4条(第2条第3号ア準用)	
	38	出入口又はその周辺の見やすい場所に、その客室の番号又は客室名が表示されていること。	条例第3条、第4条(第2条第3号イ準用)	
	39	外部から客室内(共用部分を除く。)を見通すことができる設備が設けられていないこと。	条例第3条、第4条(第2条第3号ウ準用)	
	40	客室内において、料金等の支払等ができる自動精算機、エアシュート、小窓等が設けられていないこと。	条例第3条、第4条(第2条第3号エ準用)	
	41	浴室、便所、洗面所、踏込その他これらに類する部分を除いた部分の床面積は、その客室の定員に2.47㎡(階層式寝台を有する場合にあっては、1.65㎡)を乗じて得た面積以上であること。	条例第3条、第4条(第2条第3号オ準用)	
浴室	42	入浴者が利用する場所は、清掃に適する構造であること。	要綱第10条第1号	
	43	浴室(脱衣場を含む。)の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造であってはならないこと。	要綱第10条第2号	
	44	浴槽に循環配管を設ける場合の構造は、次に掲げる要件を満たすこと。 ア 浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。 イ 循環した湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造とし、当該湯水の誤飲及びエアロゾルの発生を防止すること。 ウ 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。	要綱第10条第3号	
	45	ろ過器を設置する場合にあっては、次に掲げるところによること。 ア 浴槽ごとに設置するよう努めること。 イ 1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。 ウ ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。 エ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。 オ ろ過方式は、砂式、珪藻土式又はカートリッジ式等の物理ろ過によるものとし、生物浄化装置は設けないこと。	要綱第10条第4号	
	46	水位計を設ける場合にあっては、配管等を要しないセンサー方式とすること。ただし、やむを得ず配管が必要な方式とする場合は、配管内を洗浄・消毒できる構造とすること。	要綱第10条第5号	
	47	調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。	要綱第10条第6号	
	48	入浴用の湯を供給する貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。	要綱第10条第7号	

(善良な風俗保持地域における場合の追加基準)

	No	構造・設備基準	根拠法令	備考
施設全般	49	駐車施設から直接個々の客室に入ることなく、玄関帳場又は玄関帳場等及び人の専用の共用廊下(非常階段又は非常口とみなされるものを除く。)を通過して客室に出入りする構造であること。	条例第5条第1号	
	50	外壁、屋根、広告物その他施設の外観は、意匠が著しく奇異でなく、かつ周囲の環境と著しく不調和でないこと。	条例第5条第2号	
	51	施設の外部には、休憩料金その他性的好奇心をそそる恐れのある事項を表示した広告物が備え付けられてないこと。	条例第5条第3号	
客室	52	浴室は、内部を浴室の外部から見通せる構造でないこと。	条例第5条第4号ア	
	53	横臥している人の姿態を写すための鏡等が天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに設けられてないこと。	条例第5条第4号イ	

注 キャンプ場等の構造基準の特例

※適用除外。(規則第5条第2項)

△当該基準の不必要又は不可能な場合で、公衆衛生上支障ない場合は、適用しなくてもよい。(規則第5条第3項)